

A3 訪問型サービス(緩和基準)サービスコード表

2025年4月改定

水色は新規、赤色は変更、灰色は廃止

サービスコード		サービス内容略称		算定項目	給付率	合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A3	1001	訪問型サービス	イ 訪問型サービス費(緩和)	事業対象者・要支援 1・2 203単位		90%	203	1回につき
A3	1002					80%		
A3	1035					70%		
A3	1005	訪問型サービス・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	183	
A3	1006					80%		
A3	1037					70%		
A3	1009	訪問型サービス特別地域加算			特別地域加算 所定単位数の15%加算	90%	30	
A3	1010					80%		
A3	1039					70%		
A3	1011	訪問型サービス小規模事業所加算			中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	90%	20	
A3	1012					80%		
A3	1040					70%		
A3	1013	訪問型サービス中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	90%	10	
A3	1014					80%		
A3	1041					70%		
A3	1021	訪問型短時間サービス	ロ 訪問型サービス費(緩和)(短時間サービス)	事業対象者・要支援 1・2 147単位		90%	147	
A3	1022					80%		
A3	1042					70%		
A3	1025	訪問型短時間サービス・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	132	
A3	1026					80%		
A3	1044					70%		
A3	1029	訪問型短時間サービス特別地域加算			特別地域加算 所定単位数の15%加算	90%	22	
A3	1030					80%		
A3	1046					70%		
A3	1031	訪問型短時間サービス小規模事業所加算			中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	90%	15	
A3	1032					80%		
A3	1047					70%		
A3	1033	訪問型短時間サービス中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	90%	7	
A3	1034					80%		
A3	1048					70%		
A3	1015	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員等処遇改善加算	事業対象者・要支援 1・2 203単位	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000 加算	90%	50	
A3	1016					80%		
A3	1017					70%		
A3	1018	訪問型短時間サービス処遇改善加算Ⅰ		事業対象者・要支援 1・2(短時間) 147単位	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000 加算	90%	36	
A3	1019					80%		
A3	1020					70%		
A3	1101	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		事業対象者・要支援 1・2 203単位	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000 加算	90%	45	
A3	1102					80%		
A3	1117					70%		
A3	1103	訪問型短時間サービス処遇改善加算Ⅱ		事業対象者・要支援 1・2(短時間) 147単位	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000 加算	90%	33	
A3	1104					80%		
A3	1118					70%		
A3	1105	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		事業対象者・要支援 1・2 203単位	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000 加算	90%	37	
A3	1106					80%		
A3	1119					70%		
A3	1107	訪問型短時間サービス処遇改善加算Ⅲ		事業対象者・要支援 1・2(短時間) 147単位	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000 加算	90%	27	
A3	1108					80%		
A3	1120					70%		